

香芝市告示第99号

香芝市営住宅における個人番号の利用に関する要綱を次のように定める。

令和6年8月27日

香芝市長 三橋和史

香芝市営住宅における個人番号の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の規定に基づき、香芝市営住宅条例（平成9年条例第18号。以下「条例」という。）別表に掲げる市営住宅に係る法別表の27の項に掲げる公営住宅の管理に関する事務（以下「法定管理事務」という。）において個人番号を適正に利用するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用)

第3条 市長は、法定管理事務に係る申請をしようとする者及びその同居人（以下「申請者等」という。）から個人番号の提供を受けた場合において、当該個人番号を利用することにより、当該申請者等に係る特定個人情報（住民票関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報及び生活保護関係情報に限る。以下同じ。）を確認することができるときは、当該申請者等に係る次に掲げる書類の提出を省略させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 課税証明書
- (3) 身体障害者手帳の写し
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) 生活保護受給証明書

2 前項の規定は、法第19条第8号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用することにより、当該申請者等に係る特定個人情報の提供を受けることができる場合について準用する。この場合において、同項の規定中「次に掲げる書類」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

3 市長は、前2項の規定により書類を省略させるに当たっては、提供を受けた個人番号を別表の左欄に掲げる書類により確認するとともに、同欄に掲げる書類に応じ同表の右欄に掲げる書類により当該申請者等の身元の確認をし

なければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、法定管理事務に係る申請を代理人が行うときは、次に掲げる確認をしなければ、書類の提出を省略させることができない。

(1) 別表の左欄に掲げる書類による本人の個人番号の確認

(2) 別表の右欄に掲げる書類による代理人の身元の確認

(3) 次の表の左欄に掲げる代理区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類による代理権の確認

代理区分	確認書類
法定代理人	戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は登記事項証明書等の代理権を証する書類
任意代理人	本人からの委任状（市長に対して個人番号を提供し、当該個人番号を用いて本人の特定個人情報の取得を求めることについて委任する旨が記載されたものに限る。）

5 市長は、法定管理事務のうち次の各号のいずれかの事務において、法第19条第8号の規定に基づき申請者等に係る地方税関係情報を照会しようとするときは、あらかじめ別記様式により当該申請者等から同意を得なければならない。

(1) 条例第8条に規定する入居の決定に関する事務

(2) 条例第12条に規定する同居の承認に関する事務

(3) 条例第13条に規定する入居の承継の承認に関する事務

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準じて市長が申請者等からの同意を必要と認める事務

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

個人番号確認に係る書類	身元確認に係る書類
個人番号カード	個人番号カード
通知カード	(1) 次に掲げるいずれかの書類
住民票の写し又は住民票記載事項証明書(個人番号が記載されているものに限る。)	イ 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書
上記の書類のいずれも提示が困難であると認められる場合は、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類(個人番号、氏名、生年月日及び住所が記載されているものに限る。)	ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されるなどにより、身元の確認が可能であると市長が認めるもの (2) (1)に掲げる書類の提示が困難であると認められる場合は、次に掲げる書類のうち、2以上の書類 イ 公的医療保険の被保険者証 ロ 年金手帳 ハ 児童扶養手当証書 ニ その他イからハまでに掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの(氏名及び生年月日又は住所が記載されているものに限る。)

(情報照会者)
香芝市長 様

同 意 書

香芝市営住宅条例（平成9年条例第18号）別表に掲げる市営住宅の管理に関する事務のうち、香芝市営住宅における個人番号の利用に関する要綱第3条第5項に掲げる事務について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づき情報提供者が下記同意者に係る 年度の地方税関係情報を提供することについて同意します。

また、本書及び本書に記載された個人情報については、情報照会者が本件同意に係る事務を処理する上で必要な範囲に限り利用することについても同意します。

記

同意者 (届出者)	ふりがな 住 所			
	生年月日	年	月	日
	ふりがな 氏 名			
同意者	ふりがな 住 所			<input type="checkbox"/> 届出者と同居
	生年月日	年	月	日
	ふりがな 氏 名			届出者との続柄
同意者	ふりがな 住 所			<input type="checkbox"/> 届出者と同居
	生年月日	年	月	日
	ふりがな 氏 名			届出者との続柄
同意者	ふりがな 住 所			<input type="checkbox"/> 届出者と同居
	生年月日	年	月	日
	ふりがな 氏 名			届出者との続柄
同意者	ふりがな 住 所			<input type="checkbox"/> 届出者と同居
	生年月日	年	月	日
	ふりがな 氏 名			届出者との続柄

(裏)

記載要領

- 1 氏名欄は、自署（法定代理人による同意を除く。）してください。
- 2 法定代理人（未成年者の親権者、成年後見人等）が同意書に署名する場合は、被代理人の氏名、代理人の住所及び氏名並びに代理権を記載してください。

（記入例） 香芝太郎 法定代理人 香芝市〇〇△△番地 後見人 奈良次郎

- 3 同意者が届出者と同居している場合は、「届出者と同居」欄にチェックを入れていただくことにより、住所の記入を省略することが可能です。
- 4 同意がない場合は、個人番号の提供がある場合でも課税証明書の提出が必要となります。